

倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定業務に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、現行の「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」は、平成22年1月に策定して以降、国の指針に基づき、概ね5年ごとに、国の循環型社会形成推進基本計画やその他関連計画との整合性を図りながら、これまでの計画を評価・検証して改定を進めてきた。

そこで、この度、国で策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」における「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」を基本に、その具体的方針などを定め、長期的総合的視野に立った廃棄物行政に資することを目的に基本計画を改定する。計画期間は令和8年度から令和22年度までの15年間とする。

この要領は、一般廃棄物処理基本計画改定業務の内容が技術的に高度であり専門的な技術が要求されるとの理由でプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務の名称

倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定業務

3. 業務委託期間

契約締結後から令和8年2月28日まで

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 見積限度額

金6,400千円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 業務の基本事項

- (1) 本市の廃棄物処理状況を十分に考慮し、最新のデータ等をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 本市の災害廃棄物処理計画、その他関連施策との整合性を図ること。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、国、県及び本市内部の関係する各部署、その他関係機関とも調整を行いながら進めることとし、各種資料の使用のため関係者の承認が必要な場合は、原則として受託者が手続きを行う。また、本業務に関して、法令等により官公庁への申請が必要な場合も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務中や本業務終了後において、その内容や成果品について、本市から照会があった場合には、これに協力するものとする。

7. 業務内容等

一般仕様書及び特記仕様書のとおり

8. 委託候補者の選定スケジュール

内容	時期
実施要領配布および質問受付の開始	令和7年4月8日(火)
事前登録書提出および質問受付の締切	令和7年4月17日(木)17時15分まで
参加資格確認結果の通知	令和7年4月22日(火)までに通知
質問の回答	令和7年4月23日(水)までに回答
企画提案書等提出の締切	令和7年5月12日(月)17時15分まで
企画提案会(プレゼンテーション)	令和7年5月19日(月)※時間等は別途通知
審査結果の通知	令和7年5月下旬予定

9. 参加資格

参加できるのは、次に掲げる要件すべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 賦課されているすべての税(国税、岡山県税、倉敷市税)を滞納していないこと。
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 参加資格申請書を提出する時点で、引き続き2年以上その業務を営んでいること。
- (5) 参加資格申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (6) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成26年度以降において、国や地方公共団体又はその他の公共団体で一般廃棄物処理基本計画策定(改定)業務、又は類似業務への対応実績があること。

10. 参加申込手続

参加を希望する者の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事前登録書の提出
 - ア 受付期間 令和7年4月17日(木)17時15分まで(時間厳守・郵送の場合必着)
 - イ 提出方法 持参または郵送
 - ウ 提出書類
 - ① 参加申込書(様式1)
 - ② 登記事項証明書(法人のみ)
 - ③ 決算書(法人のみ)
 - ④ 納税証明書(国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明)
- ※倉敷市や岡山県内に支店等が無い場合は国税のみで可

⑤ 委任状（様式2）

※本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合

⑥ 会社概要

エ 提出場所 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

(2) 参加資格の確認通知

ア 通知期限 令和7年4月22日（火）までに参加資格の審査結果及び令和7年5月19日（月）に市役所本庁舎内で開催を予定している企画提案会の開催案内（時間割等）を担当者宛に電子メールにて連絡する。

イ 通知方法 事前登録書に記載されたアドレスへメールで通知。

(3) 質問の受付・回答

ア 質問受付 質問は、様式3の質問票に記載の上、電子メールにて受け付ける。
電子メールの送信後、受信確認のため、資源循環推進課まで電話連絡をすること。

(審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない)。

イ 受付期間 令和7年4月17日（木）17時15分まで

ウ 回答方法 令和7年4月23日（水）までに倉敷市のホームページにて回答する。

(4) 企画提案書等の提出

参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

ア 受付期間 令和7年5月12日（月）17時15分まで（時間厳守・郵送の場合必着）

イ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。書留の種類は問わない。）

ウ 提出書類

① 企画提案書等（様式4）（正本1部 副本5部）

② 見積書（正本1部）

エ 提出場所 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市環境局 資源循環部 資源循環推進課

【留意事項】

- ① 企画提案書の内容は、必ず提案者自ら（本市の支援を含む）が実施できる範囲で記載すること。ただし、契約締結に向けた仕様書等の事前協議において、一部提案内容のとおりを実施しない場合がある。
- ② 費用の見積りについては、企画提案書の内容をすべて実施するために必要な経費を積算すること。

(5) 企画提案会の実施

企画提案会当日は、先に提出のあった「企画提案書」に関する提案者からの説明（プレゼンテーション）を受けた後、提案内容に対する質疑を行う。

提案者からの説明（プレゼンテーション）時間は20分以内、質疑時間は20分程度とする。

1者あたり、中心となって作業する担当者（主担当）を含む3名以内の出席者で実施する。

説明に際して必要となる機材（プロジェクター、スクリーンを除く。）は提案者が用意すること。

1.1. 本プロポーザルに係る参考資料の交付・閲覧

(1) 資料の閲覧について

ア 閲覧資料

- ① 倉敷市一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月）
- ② 倉敷市清掃事業概要（令和6年度版）
- ③ 倉敷市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）
- ④ 倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン（令和3年5月）

※上記資料は、倉敷市HPにも掲載されています。

(2) 閲覧期間

令和7年4月8日（火）から令和7年5月12日（月）まで

(3) 貸出・閲覧場所 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

1.2. 委託候補者の選定方法

(1) 事務局にて提出された企画提案書等の形式的な書類審査を行ったうえ、企画提案会での企画提案書に関する提案者からの説明及び本市からのヒアリングを踏まえ、倉敷市環境局内の審査員により総合的に審査を行う。

(2) 審査項目及び配点は別表のとおり。

(3) 審査は、委託候補者の優先順位を決定するものであり、審査の結果、優先順位の最も高かった委託候補者と委託契約の締結に向けた仕様書等の協議を行うものとする。この協議において、委託候補者と本市の主張が相違した場合は、本市の主張を優先するものとする。契約額は、提案書を参考に最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定させた後に決定するものとし、契約に際しては確定した業務実施仕様書に基づき、正式の見積書を提出するものとする。

なお、この協議が不調に終わった場合、審査において次点となった参加者を受託者と同様の手続きを行う。

(4) 審査の結果は、審査後、速やかに提案者に対し通知する。ただし、選定理由等についての問い合わせには応じない。

1 3. 契約の不締結

事前登録書の提出後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

1 4. 契約の解除

契約締結後、契約者について上記第13の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとし、その際には、委託料は支払わない。

1 5. その他

- (1) 企画提案書等の提出に係る費用については、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。なお、提出書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- (3) すべての提出書類は、倉敷市情報公開条例（平成10年3月25日条例第5号）の定めにより公開する必要があると認められた場合を除き、提出者の承諾を得ずに公表しない。

別表 倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定業務にかかる事業者選定基準

	評価項目		評価の観点・基準	配点
評価項目1	業務実績（計画策定に限らない）		一般廃棄物処理に関する主な実績	10
	業務遂行体制		資本金、売上高、従業員数等	5
	提案事業への取組方針		目的、内容を適確に理解しているか	5
	提案事業の全体計画		業務フロー、行程表等	5
	現況や課題の理解度		地域の特性や課題を理解しているか	5
評価項目2	提案①	内容の妥当性	業務要求水準を充たしているか	5
		内容の具体性	具体的に検討されているか	5
		内容の独創性	実現可能な範囲内で独自の工夫があるか	5
	提案②	内容の妥当性	業務要求水準を充たしているか	5
		内容の具体性	具体的に検討されているか	5
		内容の独創性	実現可能な範囲内で独自の工夫があるか	5
評価項目3	態度	熱意	積極的に取り組む意欲が感じられるか	5
		質疑応答	質問に対して適切に答えられているか	5
	資料	分かりやすさ	十分検討され、分かりやすい資料となっているか	5
		見やすさ	発表の関連資料や図表などに工夫が見られるか	5
評価項目4	価格の妥当性		$20 \times (\text{最低提案価格} \div \text{提案価格})$	20
総合点				100

【5点満点の配点基準】

優れている＝5点 やや優れている＝4点 普通＝3点 やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

【10点満点の配点基準】

優れている＝10点 やや優れている＝7点 普通＝5点 やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

一 般 仕 様 書

1. 仕様書の適用

本仕様書は、倉敷市(以下「本市」という。)が計画し、発注する下記業務の委託に適用する。

2. 委託業務の目的

本業務は、本市が実施する廃棄物行政サービス・施設について、行財政効率、温室効果ガス排出抑制等環境負荷低減の見地から検討を重ねるとともに、倉敷市災害廃棄物処理計画(以下「災害廃棄物処理計画」という。)と整合性を図りながら、令和3年2月に策定した「倉敷市一般廃棄物処理基本計画(以下「現計画」という。)」を改定するものである。

3. 業務の概要

- (1) 業務名称：倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定業務
- (2) 計画対象区域：倉敷市地内
- (3) 計画期間：令和8年度から令和22年度まで(15年間)

4. 業務の範囲

- (1) ごみ処理基本計画改定業務
- (2) 生活排水処理基本計画改定業務
- (3) 本市、廃棄物減量等推進審議会への出席、及び、本市本庁舎で関係担当課出席のもと行う打合せ会議等への出席を行い、その内容を処理計画改定に反映させる業務

5. 委託期間

本業務の委託期間は、契約日より令和8年2月28日までとする。

6. 支払いについて

業務委託料の支払いに関しては、業務の完了後に一括支払いとする。

7. 準拠法令、規則、規格等

受託者は、業務の履行にあたり、関係する法令、条例、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

8. 資料の貸与

本業務の履行上必要な資料の収集は、原則的には受託者が行うものであるが、本市が保有する調査資料または文献等で業務に必要なものは貸与するものとする。

ただし、資料の貸与は所定の手続きによるものとし、貸与した資料は業務完了後速やかに返却するものとする。

また、現計画策定時の電子データ、組成分析調査結果資料については、本市が所有する最新の電子データを貸与することとする。

9. 秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守すると共に、業務の履行上知りえた秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

なお、個人情報保護法を遵守すること。

10. 技術者等

受託者は、業務の円滑な進捗を図るために、十分な経験を有する技術者を複数配置するとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する専門技術者を配置しなければならない。また、主任技術者については、業務の全般にわたり技術的監理及び指導を行える者とする。

11. 疑義の解決

受託者は、業務の着手に先立ち、本市と十分な協議を行うものとするが、履行途上に疑義が生じた場合は、適宜連絡をとりあい、協議を行ったうえ、本市の指示に従うものとする。

12. 議事録

受託者は、業務履行上の協議及び打合せの都度、その議事録を作成し、本市に提出して双方確認するものとする。

13. 業務の内容

(1) 本業務の内容は、特記仕様書による。

(2) 本市に適合した一般廃棄物処理基本計画改定業務等の円滑な推進のため、本市市役所で行なう打合せ会議等に参加し、本市の意見・要望に対して最大限の対応をすること。

加えて、必要な時期はその都度本市の会議等に参加すること。

(3) 倉敷市廃棄物減量等推進審議会で使用する審議資料等の作成。

- (4) その他、仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく本市と連絡・協議の上決定するものとする。

14. 使用機材

本業務受託の実施及び検査・調査に必要な機材は、受託者において準備すること。

15. 安全対策

本業務受託の実施に際しては、労働安全衛生法を遵守し、作業員全員にこれを徹底すること。

16. 一括下請けの禁止

本業務の全部または大部分を第三者に請け負わせてはならない。

本業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、施行計画書等書面にその内容を明記し、事前に本市の係員の承諾を得ること。

ただし、下記のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 特記仕様書で明記するもの。
- (2) 専門業者の技術によらざるを得ない場合で、全体の施行管理に支障とならないもの。
- (3) その他、特別な理由により相当と認められるもの。

17. 届出等

本業務委託に必要な届出等の手続きは遅滞なく行い、その費用は本業務委託費に含むものとする。

- (1) 受託者は、業務の着手に際し、次の書類を提出するものとする。

- ① 業務着手届
- ② 施行計画書
- ③ 業務工程表
- ④ 担当技術者届 (経歴書添付)
- ⑤ 組織表
- ⑥ その他指示するもの

- (2) 受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- ① 業務委託完了届
- ② 納品書
- ③ 請求書
- ④ その他指示するもの

18. 成果品の納入と検査

- (1) 受託者は、成果品として、次に掲げるもの作成し、納入する。

納入期限	内容
令和7年11月	倉敷市一般廃棄物処理基本計画書（骨子案・素案）
令和8年2月	倉敷市一般廃棄物処理基本計画書 倉敷市一般廃棄物処理基本計画書 概要版

- (2) すべての成果品について、編集可能な電子データ、分析・作成に使用したデータを編集可能なフォーマット（マイクロソフトワード2016以降、マイクロソフトエクセル2016以降、マイクロソフトパワーポイント2016以降）でデータをCD-R等に格納したもの及び紙面に印刷し簡易製本したもの6部を納入するものとする。
- (3) 受託者は本業務が完了したときは、成果品を業務報告書とともに、本市に提出し検査を受けるものとする。
- (4) 成果品は本市の指示に基づいて納入期限までに納入するものとする。なお、受託者は成果品を納入する際は本市の検査を受けなければならない。検査の結果、訂正等を指示されたものについては、速やかに訂正するものとする。この場合の費用負担は、受託者が負うものとする。
- (5) 本市が業務の途中で中間報告を求めた場合には、受託者は中間成果をとりまとめ報告すること。
- (6) 文献の利用について著作者等の許諾が必要な場合は、受託者が許諾を取ること。
また、本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するものとする。

19. 権利義務の譲渡

- (1) 受託者は、この契約によって生じる義務を第三者に譲渡し、また承継させてはならない。ただし、あらかじめ倉敷市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は成果品（未完成の成果品、及び業務を行なう上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡又は貸与し、また質権その他の担保の目的に供してはならない。
ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

20. 著作権の譲渡等

- (1) 成果品が著作物に該当するときは、受託者は、当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。
- (2) 本市は、成果品が著作物にするとしないとかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

- (3) 成果品が著作物に該当する場合においては、受託者は、本市が当該著作物の利用目的実現のためその当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受託者は、業務に従事する受託者の使用人が業務上作成する著作物の著作者に受託者になるよう、必要な処置を講じなければならない。
- (5) 受託者は“一括下請けの禁止条項”の規定により業務の一部を委任され、また請け負った第三者が作成した著作物の著作権を当該第三者から譲り受けるよう、必要な処置を講じなければならない。

21. その他

- ・現場説明等で説明のあった事項は、本仕様書に含むものとする。
- ・本業務委託を行なう上で、免許、資格等が必要な業務については、有資格者が行なうこと。

22. 業務のスケジュール（予定）

実施時期	内 容
令和7年 6月	関係者打ち合わせ等作業実施
令和7年 8月	倉敷市廃棄物減量等推進審議会（1回目）※
令和7年11月上旬	倉敷市一般廃棄物処理基本計画（骨子案・素案）完成
令和7年11月下旬	倉敷市廃棄物減量等推進審議会（2回目）※
令和8年12月	パブリックコメント※
令和8年 2月	倉敷市廃棄物減量等推進審議会（3回目）※
令和8年 2月	倉敷市一般廃棄物処理基本計画（内容確定・成果品）
令和8年 3月	倉敷市一般廃棄物処理基本計画策定・公表

※倉敷市廃棄物減量等推進審議会・パブリックコメントの対応は不要

特記仕様書

I. ごみ処理基本計画改定業務の内容

現行の「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」は、平成22年1月に策定して以降、国の指針に基づき、概ね5年ごとに、国の循環型社会形成推進基本計画やその他関連計画との整合性を図りながら、これまでの計画を評価・検証して改定を進めてきた。

そこで、このほど国で策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」における「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」を基本に、その具体的方針などを定め、長期的総合的視野に立った廃棄物行政に資することを目的に基本計画を改定する。

また、本計画は、平成28年9月15日付け環廃対発第1609152号「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠したものとする。

1. 基礎資料の収集・整理

ごみ処理基本計画の改定に当たっては、その基礎資料として、地域特性について把握・整理しておく。

- (1) 人口動態・分布
- (2) 市街地・集落地の動向
- (3) 産業の動向
- (4) 土地利用状況
- (5) 将来計画（開発計画等）等
- (6) 倉敷市の行財政状況
- (7) その他必要な事項

2. ごみ処理事業実態調査・整理

ごみの排出から収集・運搬、中間処理（再生を含む）、最終処分までのごみ処理実態について、現地調査等を行い、全市的な現状把握・整理を行う。

- (1) ごみ処理行政の沿革
過去に実施してきた施策等について整理する。
- (2) 分別区分との処理の流れ
ごみ処理方法の現況について基本的事項を整理する。
- (3) ごみ発生量とその実績、並びにその性状についての分析
 - ① 過去5年以上の実績について整理する。
 - ・分別区分別
 - ・収集形態別（直営、委託、許可、直接搬入）
 - ・排出形態別（家庭系、事業系）
 - ・品目別（可燃、古紙、古布、金属、びん類、ペットボトル、不燃、埋立、粗大等）

- ・排出抑制量（集団回収）
- ② ごみの性状はごみ処理において把握しておかなければならない基本的事項にあたるので、素案作成に際して、家庭ごみについては、本市が提供する組成分析データを活用して分析する。
- (4) ごみ減量化の実績
 - 減量化、再生利用方法を整理するとともに、その実績を整理する。
 - ① 資源ごみの分別収集
 - ② 粗大ごみからの資源回収
 - ③ 住民団体による集団回収
 - ④ 堆肥化
 - ⑤ 使用済小型家電の資源回収
- (5) 収集運搬方法調査
 - ① 収集運搬方法（頻度、方法、体制、作業日数、ステーション設置・管理状況・ふれあい収集、許可車両台数等）
 - ② 収集実績（品目別、曜日別、温暖化効果ガス発生状況）
- (6) 中間処理方法調査
 - ① 中間処理方法（施設概要、作業体制、運搬体制）
 - ② 中間処理実績（月別搬入量、処理量、稼働時間、残渣量、公害防止状況、温暖化効果ガス発生状況）
- (7) 最終処分方法調査
 - ① 最終処分方法（施設概要、作業体制）
 - ② 最終処分実績（最終処分量、月別搬入量、埋立作業状況、公害防止状況等、温室効果ガス発生状況）
- (8) ごみ処理体制

収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営・維持管理体制、ごみ処理に係る財政及び処理コスト、温室効果ガス排出量等について整理する。

3. ごみ処理に関する社会環境の調査・整理

- (1) 地域の関係法令等

近年の法令、通知、県・市の関連法令・計画を整理する。
- (2) 関係市町・一部事務組合の動向

本市の一般廃棄物処理基本計画を改定するため、関係市町村及び一部事務組合のごみ発生量及び施設設置状況等、計画改定の基礎資料となる内容調査表を作成し、それらの動向を調査・整理する。
- (3) 関係市町村（隣接市町村等）の動向

関係市町村において、ごみ排出抑制・減量、再利用、再生利用に成果を上げている施策を調査・整理する。
- (4) ごみ処理技術の動向

ごみ処理技術の動向を整理する。

- ① 収集運搬技術（管路輸送、処理機能積載車等）
- ② 中間処理技術（選別、ガス化、固形燃料化、メタン化、焼却、熔融、堆肥化、飼料化等）
- ③ 最終処分技術
- ④ その他処理技術

4. 課題の抽出

これまでに整理した事項を基に、本市の一般廃棄物処理システム及び現計画の課題について、環境負荷面、経済面、社会面等から客観的な評価を行い、新たな課題を抽出し、課題を解決するための検討項目を整理し見直す。

(1) ごみ処理の評価

- ① 既存計画の目標値を基準とした比較による評価
- ② 国の最新の目標値を基準値とした比較による評価
- ③ 全国又は県における平均値や、類似団体の平均値を基準とした比較による評価

(2) 課題の抽出

- ① ごみ減量化
- ② 収集・運搬
- ③ 中間処理
- ④ 最終処分
- ⑤ ごみ処理経費
- ⑥ その他

5. 基本計画の改定

(1) 計画の基本的な考え方（理念）の見直し

ごみ処理行政について達成すべき施策の基本となる考え方（理念）を見直す。

現計画策定後の社会情勢の変化（関連法令、上位計画、地球温暖化対策等）、住民要望等を踏まえ、長期視点に立って、本市に最も適した考え方（理念）を設定する。併せて、その実現に係る枠組み、市民、事業者、行政の役割を検討・整理し設定する。また、計画の対象区域、対象となる廃棄物の範囲とごみの種類、他の計画等との関係を明確にする。

(2) ごみ発生量及び処理量の見込みの推計

今後のごみ発生量について、本市の実績及び本市の将来人口推計（または時系列分析、コーホート要因法、国立社会保障・人口問題研究所による推計）、開発等将来計画を基に、収集形態・排出区分（収集、許可、持込、拠点回収、集団回収）、分別区分別に推計する。

また、これを基に、現状処理体系を維持した場合の処理量の見込みを整理するとともに、発生量の見込みから、ごみ排出抑制・減量化による減量化目標を加味した処理量

を推計する。

(3) ごみの排出抑制・再資源化等のための方策改定

現計画の施策の達成状況を評価・検証するとともに、近年のごみ処理動向、容器包装リサイクル法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等の関係法令等を勘案し、市民、事業者、行政の協働による3R等の推進の方策を検討し提案する。

- ① リデュース
- ② リユース
- ③ リサイクル
- ④ リペア
- ⑤ メンテナンス

(4) 具体的な推進方策の改定

(1)の方策を進めていくために、行政が実施すべき効果的な具体的方策を、他市町村の動向、先進他都市の施策、ごみ処理技術の動向を参考に検討し提案する。

例えば、助成制度の充実（補助金等）・啓発活動の充実（啓発施設の活用、審議会、地域美化推進員等の活用）・ごみ有料化導入の可能性時期の指標、ごみ有料化導入必要性の根拠、その効果の分析・分別方式の検討等。

(5) 目標年次

計画目標年次を令和8年度から令和22年度とし、5年ごとに中間目標年次を設けるものとする。

(6) 目標の設定

現計画の目標値の達成度合いを評価・検証するとともに、国の第五次循環型社会形成推進基本計画、県の第5次廃棄物処理計画及び過去の実績を加味しながら、受託者が検討したごみ処理システムから考えられる目標値について、本市と協議のうえ、再設定するものとする。

- ① ごみ減量化目標
- ② リサイクル率の目標
- ③ 埋立処分率の目標
- ④ 1人1日当たりごみ焼却量の目標
- ⑤ 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合

(7) ごみ処理システム（分別・収集、中間処理、最終処分場、処理主体等）の見直し

目標達成のため、計画目標年次、中間目標年次におけるごみ処理システムについて、下記事項について評価を行い見直すものとする。

- ① 資源化、減量化、最終処分化（量、率、資源化物の市場性等）
- ② 技術（作業・運転・維持管理の難易、信頼性、安定性、安全性の難易度）
- ③ 事業費（整備費、運転費、維持費、管理費）
- ④ 環境保全対策（地球温暖化対策等、環境保全対策の手法と難易度）
- ⑤ 処理システムフロー及び物質収支
- ⑥ 概算事業費

- ⑦ 各施設規模
- (8) 市のごみ処理方法の基本計画改定
 処理量、排出抑制方策、処理体系等を勘案し、効率的でかつ収集運搬と整合のとれた分別区分及びその種類、並びに排出方法について定め、目標とするごみ処理システムにおける、各工程の実施主体、個別計画について見直すものとする。その際には、行財政効率、温室効果ガスの抑制なども含め総合的に検討する。
- ① 収集運搬計画
- ・収集運搬方法
 分別区分を勘案して、収集頻度、収集方法、収集容器、収集運搬体制、収集車両等を明らかにする。また、特別管理一般廃棄物の収集運搬方法や、一時多量ごみ、事業ごみの運搬方法について基本事項を明らかにする。
 - ・収集運搬量
 目標年次における分別種類ごとの収集運搬量を算定する。
- ② 中間処理計画
 各施設の次の項目について、基本方針を明らかにする。
- ・対象ごみの種類
 - ・処理方法（管理・運営体制、施設整備時期等）
 - ・処理量
- ③ 最終処分計画
 各施設の次の項目について、基本方針を明らかにする。
- ・処理方法（管理・運営体制、将来の最終処分場の基本方針）
 - ・処分量（ごみの種類別、残余容量）
- (9) ごみ処理の評価に関する整理・検討
 ごみ処理基本計画策定指針による、一般廃棄物処理システム分析比較表の公表のための必要事項について見直すものとする。
- (10) その他ごみの処理に関し必要な事項の整理・検討
 ごみ処理に関して必要な事項及び計画推進のための事項として、以下にあげるような事項について計画の見直しを行う。
- ① 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針
 - ② 散在性ごみ、不法投棄対策
 - ③ プラスチック資源循環促進法対応
 - ④ ごみ有料化導入検討
 - ⑤ 災害対策
 - ⑥ 進行計画（P D C Aサイクル）
 - ⑦ 推進体制（行政、住民、事業者（排出事業者、処理・再生事業者）の役割）
 - ⑧ 計画実施スケジュール（現体制から将来体制への移行手法含む）
 - ⑨ その他

II. 生活排水処理基本計画改定業務内容

本業務は、本市における生活排水処理の基本方針を改定するものであり、改定にあたっては、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成2年10月8日付 衛環第200号）」を踏まえ、本市における生活排水処理の状況を把握し、現計画の目標年次におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理計画を見直すとともに、現計画のし尿処理方法やし尿処理量、また、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を見直すものとする。

1. 概況調査

地域の現況及び将来について次の調査を行う。

- (1) 地理的、地形的特性
- (2) 気候的特性
- (3) 人口
- (4) 産業
- (5) 土地利用状況
- (6) 将来計画（開発計画等）
- (7) 生活排水処理施設整備概況
- (8) 水環境・水質保全等（水道水源の流域、自然公園の流域、湖沼水質保全法の指定地域等）に関する状況

2. 基本方針の設定

生活排水処理に係るし尿処理の必要性、本市の地域特性、し尿処理の現況等を踏まえ、社会・経済情勢、住民及び地区の要望等を勘案し、し尿処理の現計画の評価・見直しをする。

- (1) し尿処理に係る理念、目標
- (2) し尿処理施設整備の基本方針

3. 目標年次の設定

計画目標年次は、計画改定時より15年後程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けるものとする。

4. 生活排水の排出状況の調査

し尿及び浄化槽汚泥の排出から収集、運搬及び中間処理、最終処分並びに資源化の現況について調査し、現時点における問題点、課題等を抽出する。

- (1) し尿処理事業の経緯
- (2) し尿処理の現況
 - ・収集・運搬の状況

収集区域・人口、収集主体・方法等を整理する。

- ・し尿・浄化槽汚泥量の推移と性状

過去5年間のし尿・浄化槽汚泥の量の傾向と特徴を把握する。

- ・し尿・浄化槽汚泥の処理、処分の実態

し尿・浄化槽汚泥の処理、処分並びに資源化の実態を把握する。

- ・し尿処理の状況

し尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備状況を把握する。

(3) 問題点、課題等の抽出

5. 生活排水処理主体の明確化

目標年次におけるし尿等の種類、処理の区分別に基本方針に沿い、処理主体を明らかにする。

6. 生活排水処理基本計画

基本方針に沿って、目標年次におけるし尿の種類別、処理主体別及び都市計画からの見地、地区の特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等し尿処理全体、かつ倉敷市下水道事業経営戦略ビジョンとの整合性を図りながら、現計画の内容を評価・見直す。

(1) 排出抑制・再資源化計画の設定

- ・基本方針及び目標
- ・再資源化・資源利用の方法及び量
- ・その他

(2) 収集・運搬計画の設定

- ・基本方針及び目標
- ・収集区域の範囲
- ・収集区域の指定を受けた許可業者（し尿・浄化槽汚泥17業者、浄化槽汚泥1業者）ごとのそれぞれの収集量推計
- ・その他

(3) 中間処理及び最終処分計画

- ・基本方針及び目標
- ・し尿の減少、浄化槽汚泥の増加等に対応可能な処理処分方法と適正処理
- ・処理施設の集約化
- ・処理施設から排出される汚泥等資源化処分方法
- ・その他

7. その他生活排水処理に関し必要な事項

現計画に改定に必要と考えられる施策について、本市担当者からの意見等に対して、適切な提案を実施する。